

保育所審査部会の調査審議事項追加について

県民文化部こども・家庭課

1 趣旨

「児童福祉法等の一部を改正する法律」（令和 4 年法律第 66 号。以下「改正法」という。）により、児童生徒性暴力等を行った保育士について、登録取消や再登録の制限など資格管理の厳格化に関する規定が整備された。再登録にあたっては、都道府県児童福祉審議会での意見聴取が必要となるため、長野県社会福祉審議会保育所審査部会の調査審議事項を追加する。

2 改正の概要

改正法においては、児童生徒性暴力等を行った保育士の資格管理の厳格化に関し、以下の事項を規定している。

改正事項		改正前	改正後
① 欠格期間	禁固以上の刑に処せられた場合	執行を終わった日等から起算して 2 年	期限なし ※ただし、刑法における刑の消滅規定による制限あり
	罰金以上の刑に処せられた場合	児童福祉関係法の規定による場合に、執行を終わった日等から起算して 2 年	児童福祉関係法の規定による場合に、執行を終わった日等から起算して 3 年
	登録取消による場合	登録取消の日から起算して 2 年	登録取消の日から起算して 3 年
② 登録取消事由	登録取消しなければならない場合	〈取消事由〉 ・欠格事由に該当するに至った場合 ・虚偽等に基づく登録を受けた場合	〈取消事由〉 ・欠格事由に該当するに至った場合 ・虚偽等に基づく登録を受けた場合 ・児童生徒性暴力等を行ったと認められる場合
	登録取消を行うことができる場合	〈取消事由〉 ・信頼失墜行為の場合 ・秘密保持義務違反の場合	〈取消事由〉 ・信頼失墜行為の場合 ・秘密保持義務違反の場合
③再登録の制限		欠格期間経過後は再登録の申請が可能であり、審議等は不要	児童生徒性暴力等を行ったことにより登録を取り消された者等については、加害行為の重大性、本人の更正状況、被害児童及びその関係者の心情等を総合的に判断し、再登録が適当である場合に限り、再登録することができる <u>※再登録を行うに当たり、あらかじめ、都道府県児童福祉審議会の意見を聞かなければならない</u>

3 調査審議事項に追加する事項

児童生徒性暴力等により保育士登録を取り消された者等の再登録に関する事項

4 長野県社会福祉審議会運営規程について

別紙のとおり

児童福祉法（抜粋）

第十八条の二十の二 都道府県知事は、次に掲げる者（第十八条の五各号のいずれかに該当する者を除く。以下この条において「特定登録取消者」という。）については、その行つた児童生徒性暴力等の内容等を踏まえ、当該特定登録取消者の改善更生の状況その他その後の事情により保育士の登録を行うのが適当であると認められる場合に限り、保育士の登録を行うことができる。

一 児童生徒性暴力等を行つたことにより保育士又は国家戦略特別区域限定保育士（国家戦略特別区域法第十二条の五第二項に規定する国家戦略特別区域限定保育士をいう。次号及び第三項において同じ。）の登録を取り消された者

二 前号に掲げる者以外の者であつて、保育士又は国家戦略特別区域限定保育士の登録を取り消されたもののうち、保育士又は国家戦略特別区域限定保育士の登録を受けた日以後の行為が児童生徒性暴力等に該当していたと判明した者

② 都道府県知事は、前項の規定により保育士の登録を行うに当たっては、あらかじめ、都道府県児童福祉審議会の意見を聴かなければならない。

③ 略

長野県社会福祉審議会運営規程（案）

（目的）

第1条 この規程は、社会福祉法第7条第1項の規定に基づく長野県社会福祉審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第2条 審議会の委員は、15人以内で組織する。

（委員の任期）

第3条 審議会の委員の任期は3年とし、欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（副委員長）

第4条 審議会に委員の互選による副委員長1人を置く。

2 副委員長は、委員長に事故があるとき、その職務を代理する。

3 委員長及び副委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

（専門委員）

第5条 社会福祉法第9条第1項の規定に基づく臨時委員について、審議会では専門委員と呼ぶものとする。

（会議）

第6条 審議会は委員長が招集する。

2 委員長は、委員の4分の1以上が審議すべき事項を示して招集を請求したときは、審議会を招集しなければならない。

3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決を行うことができない。

4 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

5 専門委員は、当該特別の事項について議事を開き、議決を行う場合には、前2項の規定の適用については委員とみなす。

（専門分科会）

第7条 審議会に次の専門分科会を置く。

名 称	調査審議事項
民生委員審査専門分科会	民生委員の適否の審査に関する事項
地域福祉計画専門分科会	市町村地域福祉計画及び長野県地域福祉支援計画に関する事項
身体障がい者福祉専門分科会	身体障がい者の福祉に関する事項（施設の人員、設備及び運営に関する基準に係る事項（以下「設置管理基準に関する事項」という。）を除く。） 更生医療担当医療機関の指定又は指定の取消しに関する事項
障がい者権利擁護専門分科会	障がいを理由とする不当な差別的取扱い、合理的配慮の提供に関する相談対応に関する事項 障がい者の共生社会づくりに関する事項
児童福祉専門分科会	児童・妊産婦、知的障がい者及び母子家庭の福祉並びに母子保健に関する事項（施設の設置管理基準に関する事項を除く。）
子育て支援専門分科会	長野県子ども・子育て支援事業支援計画に関する事項 県における子ども・子育て支援施策に関する事項
保護施設基準専門分科会	保護施設の設置管理基準に関する事項
高齢者福祉施設基準専門分科会	高齢者福祉施設の設置管理基準に関する事項
障がい福祉施設基準専門分科会	障がい福祉施設（障がい児施設を含む。）の設置管理基準に関する事項
児童福祉施設等基準専門分科会	児童福祉施設（障がい児施設を除く。）及び婦人保護施設の設置管理基準に関する事項
社会福祉法人地域公益事業専門分科会	社会福祉法人が実施を予定又は実施している地域公益事業に関する事項
福祉サービス第三者評価推進専門分科会	福祉サービス第三者評価事業に関する事項

2 審議会は、前項に掲げる調査審議事項のうち、次に規定する事項に関して諮問を受けたときは、専門分科会の決議をもって審議会の決議とする。

（1）民生委員の適否の審査に関する事項

（2）更生医療担当医療機関の指定又は指定の取消しに関する事項

（3）障がいを理由とする不当な差別的取扱い、合理的配慮の提供に関する相談対応に関する事項

（4）社会福祉法人が実施を予定又は実施している地域公益事業に関する事項

第8条 専門分科会に属すべき委員及び専門委員は、委員長が指名する。

2 専門分科会にその専門分科会に属する委員及び専門委員の互選による専門分科会長を置く。

3 専門分科会長は、その専門分科会の事務を掌理する。

4 専門分科会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員又は専門委員が、その職務を行う。

(部会)

第9条 専門分科会に次の部会を置く。

(身体障がい者福祉専門分科会)

名 称	調査審議事項
審査部会	身体障がい者の障がい程度の審査に関する事項 身体障がい者手帳の交付申請に係る医師の指定又は指定の取消しに関する事項

(児童福祉専門分科会)

名 称	調査審議事項
里親審査部会	里親の適否に関する事項
図書審査部会	児童及び知的障がい者の福祉を図るための図書の推薦、勧告に関する事項
映画審査部会	児童及び知的障がい者の福祉を図るための映画の推薦、勧告に関する事項
処遇審査部会	児童又はその保護者の処遇に関する事項
保育所審査部会	保育所の設置認可又は事業の停止に関する事項 認可外保育施設の事業停止及び施設閉鎖に関する事項 児童生徒性暴力等により保育士登録を取り消された者等の再登録に関する事項
重大事故検証部会	認可外保育施設における重大事故の再発防止のための検証に関する事項

2 審議会は、前項に規定する調査審議事項に関して諮問を受けたときは、部会の決議をもって審議会の決議とする。

第10条 部会に属すべき委員及び専門委員は、各専門分科会に属する委員及び専門委員のうちから、委員長が指名する。

2 部会にその部会に属する委員及び専門委員の互選による部会長を置く。

3 部会長は、その部会の事務を掌理する。

4 部会長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員又は専門委員が、その職務を行う。

(会議)

第11条 専門分科会及び部会の招集、定足数及び表決については、第6条の規定を準用する。

(報告)

第12条 専門分科会長は、専門分科会に付託された事項について審議を終了したときは、その結果を委員長に報告するものとする。

2 部会長は、部会に付託された事項について審議を終了したときは、その結果を専門分科会長を通じて委員長に報告するものとする。

(幹事)

第13条 審議会に幹事及び書記若干名を置く。

2 幹事は、健康福祉部及び関係部局の課(室)長のうちから委員長が指名する。

3 幹事は、委員長、専門分科会長及び部会長の命を受けた事務を処理する。

4 書記は、上司の命を受け事務に従事する。

附 則

この規程は、平成8年6月13日から施行する。

附 則

この規程は、平成10年6月4日から施行する。

附 則

この規程は、平成11年6月21日から施行する。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成12年6月19日から施行する。

附 則

この規程は、平成13年6月15日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年6月17日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年11月25日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年5月31日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年10月13日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年8月27日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年5月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年6月22日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年2月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月26日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年10月7日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年3月〇日から施行する。